

西田祐三町長に対する問責決議

町長は、議員時代の平成２３年１２月定例議会において議員時代に議会が提出した町長の問責決議案に対しての賛成討論の中で、「一番大事なのは、この問責決議が出る動きをつくられたことに大きな問題がある。我々は二元代表制でございますから、町長は町長で選挙を受けます。町民の負託を受けるわけです。我々は町会議員として負託を受けておるわけです。」と始められて町長の説明責任について問題があると討論されており、町長就任時やことあるごとに「議員の方々のご意見を伺いながら」と説明されています。また、昨年９月定例会において、説明責任について町長は自ら「説明責任ということになりますと、私らも一応説明はしてきている状況ではございます。しかしながら、御理解できなかった点には非常に反省するところがあるということでございますので、しっかり説明を果たしてまいりたいと思いますので、今後はそういったところをしっかりと留意しながら進めていきたいというふうに思います。」と答弁されています。これ以外にも、町長は、誠心誠意、全身全霊を傾けて、命をかけて説明責任を果たすと明言されています。

しかしながら、全く説明責任を果たされていません。昨年１２月議会に限らず、議会を中断しなければならない状況が多々あり、混乱を招いている状況は、トップとしての責任は重大なものがあります。委員会審議を特別に何度も開催したり、発注すべき工事が遅れたり、また、計上すべき予算を議会開会直前に差し替えを行わなければならないなど、議会自体を混乱させるだけではなく、執行部の中にも混乱を起こしており、職員にも大きな負担をかけていることも事実です。

特に、２月２５日開催の災害防止対策等調査特別委員会における太陽光発電の説明においては、すでに経済産業省に対してフィット申請を行っているにもかかわらず、何ヶ月もその事実を明らかにせず、その内容の説明も足らず、当然議会の理解を得ることができないばかりか、いかにも、執行部で決めたことで議会は追認すればいいというような説明であり、議会軽視が甚だしいとしか言いようがありません。結果、委員会が紛糾し、再度委員会を開催しなければならなくなっただけではなく、新年度予算の修正を短期間で行わなければならなくなり、予算担当職員にも過大な負担をかけています。

笛吹けども踊らずの例えで、町長が指示を出しても職員が応じないのか、町長自身が議会に対して意識を持っていないのか、判断できませんが、海田町の最高責任者である町長の責任を問わざるを得ません。町政の最高責任者である西田町長は、大所高所に立って行政運営を図る必要があることから、町長自らの責任と反省を強く求めるものであります。

以上決議する。

令和２年３月３日

海 田 町 議 会